

愛知県吹奏楽コンクール実施規定

(総則)

第1条 愛知県吹奏楽コンクールは、全日本および東海吹奏楽コンクールの予選を兼ねて実施する。

第2条 参加団体は、愛知県吹奏楽連盟に加盟の団体に限る。

第3条 開催日程及び会場は、その年毎、3月末日までに常任理事会でこれを定める。

第4条 東海吹奏楽コンクールへの県代表の選出に関しては、東海吹奏楽連盟の規定に準じてこれを行なう。

(地区大会)

第5条 中学生及び高等学校の部については、各地区大会を経るものとする。中学生の部では、前年度、東海大会に出場した団体をもつ地区は、その数を県大会への代表数に加算する。高等学校の部では、前年度県代表として東海大会A編成に出場した団体はシードされ、地区大会を経ないで県大会に参加することができる。

第6条 中学生及び高等学校の部の地区大会における県大会への選出方法は、それぞれ該当部門のコンクール実施規定細則によってこれを定める。

(県大会)

第7条 中学生及び高等学校の部の県大会における東海大会への選出方法は、それぞれ該当部門のコンクール実施規定細則によってこれを定める。

(部門及び人員)

第8条 コンクールの参加部門は次のとおりとする。

1. 中学生の部
2. 高等学校の部
3. 大学の部
4. 職場・一般の部

第9条 各部門の参加制限人員は次のとおりとする。

1. 中学生の部 50名以内
2. 高等学校の部 55名以内
3. 大学の部 55名以内
4. 職場・一般の部 65名以内 (ただし指揮者は、人員には含まない)

(資格)

第10条 各部門の参加資格は全日本吹奏楽コンクールの規定に準ずる。

- 中学生の部の参加資格は以下のいずれかに当てはまるものとする。
 - ① 愛知県吹奏楽連盟加盟の中学校で、その構成メンバーが同一中学校に在籍または、校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒である。
 - ② ①の条件に当てはまる中学校で、同一経営の学園内の小学校児童が加わっている。または、校内外で活動する団体に在籍する小学校児童が加わっている。

- ③ 愛知県吹奏楽連盟加盟の同一支部に所属する中学校が合同で参加する。（この場合、単独で参加する中学校の生徒は、コンクールに参加しない生徒であっても加わることはできない）
- ・ 高等学校の部の参加資格は以下のいずれかに当てはまるものとする。
 - ① 愛知県吹奏楽連盟加盟の高等学校で、その構成メンバーが同一高等学校に在籍している生徒である。
 - ② ①の条件に当てはまる高等学校で、同一経営の学園内の小学校、中学校生徒が加わっている。
 - ③ 愛知県吹奏楽連盟加盟の同一支部に所属する高等学校が合同で参加する。（この場合、単独で参加する高等学校の生徒は、コンクールに参加しない生徒であっても加わることはできない）
- ・ 大学の部の構成メンバーは、必ず同一の大学の学生であること。ただし、音楽課程で管弦・打楽器を専攻する学生の参加は認めない。
- ・ 職場・一般の部の団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし、同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めないものとし、これに該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

第 11 条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲、自由曲の演奏は同一人に限る。ただし、楽器の持ち換えは認める。

第 12 条 各部門とも、演奏を職業とする者の参加は認めない。

第 13 条 指揮者の資格については制限しないが、課題曲、自由曲とも同一人が指揮すること。

第 14 条 参加団体の資格に疑義のある時は、出場を停止、または入賞を取り消すことができる。

(演奏に関して)

第 15 条 自由曲は木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）その他スコアに指定された楽器とする。電子楽器は、その使用を認めない。課題曲はスコアに指定された編成を尊重すること。

第 16 条 出場団体は必ず課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとする。ただし、中学生の部B編成及び高等学校の部プライマリーにおいては、課題曲の演奏を割愛することができる。

第 17 条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾をうけないでコンクールに出場することは認めない。

（注）作曲者の死後およそ 70 年を経ていない大半の作品には著作権が存在する。

第 18 条 課題曲及び自由曲は、地区大会から全国大会まで同一であること。

第 19 条 演奏時間は課題曲と自由曲を含めて 12 分以内とする。演奏時間とは課題曲の開始から自由曲の終了までの時間をいう。中学生、高等学校において自由曲のみを演奏する場合の演奏時間は、それぞれ該当部門のコンクール実施規定細則によってこれを定める。

第 20 条 演奏時間が超過した場合は失格として、審査の対象とはならない。

第 21 条 出演順序はコンクール打合せ会において抽選で決定する。ただし、部門順序は常任理事会で決定する。

(審査員及び審査)

第 22 条 審査員は常任理事会において人選し、これを理事長が委嘱する。また、理事長は全体の評価のとりまとめ及び賞の決定を行なう。

第 23 条 審査方法は愛知県吹奏楽コンクール審査内規に準じてこれを行なう。

第 24 条 表彰は部門毎に行う。入賞団体の発表順位はプログラム順による。

- ・ 中学生の部 愛知県吹奏楽コンクール実施規定細則(中学生の部)に定めた方法で行う。
- ・ 高等学校の部 愛知県吹奏楽コンクール実施規定細則(高等学校の部)に定めた方法で行う。
- ・ 大学、職場・一般の部 金賞、銀賞、銅賞の 3 賞で行う。

(県代表)

第 25 条 審査員は東海吹奏楽連盟の定める規定に基づき、各部門の県代表を選出する。

第 26 条 県代表決定については次のとおりとする。

- ・ 部門毎に金賞の中より、これを選出する。
- ・ ただし、数に満たない場合は銀賞の中より同方法でこれを選出し決定することができる。

(付則)

第 27 条 コンクール実施にあたって、常任理事会が必要と認めた場合は共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品等の贈与を受けることができる。

第 28 条 愛知県吹奏楽コンクール実行委員は、部門毎にその都度選出する。

第 29 条 その他開催上の細目については各部門連盟理事会で定める。

第 30 条 この規定は常任理事会の決議により改訂することができる。

第 31 条 この規定は昭和 55 年度より施行する。

平成元年 6 月 4 日、平成 2 年 4 月 29 日、平成 2 年 10 月 2 日、平成 4 年 6 月 9 日、平成 5 年 2 月 14 日、平成 8 年 2 月 17 日、平成 9 年 2 月 21 日、平成 9 年 4 月 26 日、平成 10 年 2 月 25 日、平成 11 年 2 月 24 日、平成 14 年 2 月 26 日、平成 14 年 11 月 19 日、平成 19 年 2 月 17 日、平成 21 年 5 月 9 日、平成 25 年 5 月 21 日改訂、令和 5 年 4 月 6 日改訂